

介護福祉士修学資金等貸付制度のご案内

～ 入学前 申請用 ～

【31 年度版】

社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会

福祉人材研修センター

【目次】

I. 制度概要	1
II-①. 貸付決定から返還免除までの流れ	2
II-②. 返還免除にかかる従事期間のイメージ図	3
III. 貸付申請について	4
1. 申請から内定までの流れ	4
2. 貸付対象について	4
3. 貸付額及び貸付期間について	4
4. 連帯保証人について	5
5. 提出書類について	5
IV. 貸付内定後について	6
1. 内定後、貸付金交付までの流れ	6
2. 入学後の提出書類について	6
3. 貸付決定を受けた後の提出書類について	6
4. 交付方法について	6
5. 貸付金の返還期間及び返還方法について	6

《別添資料》

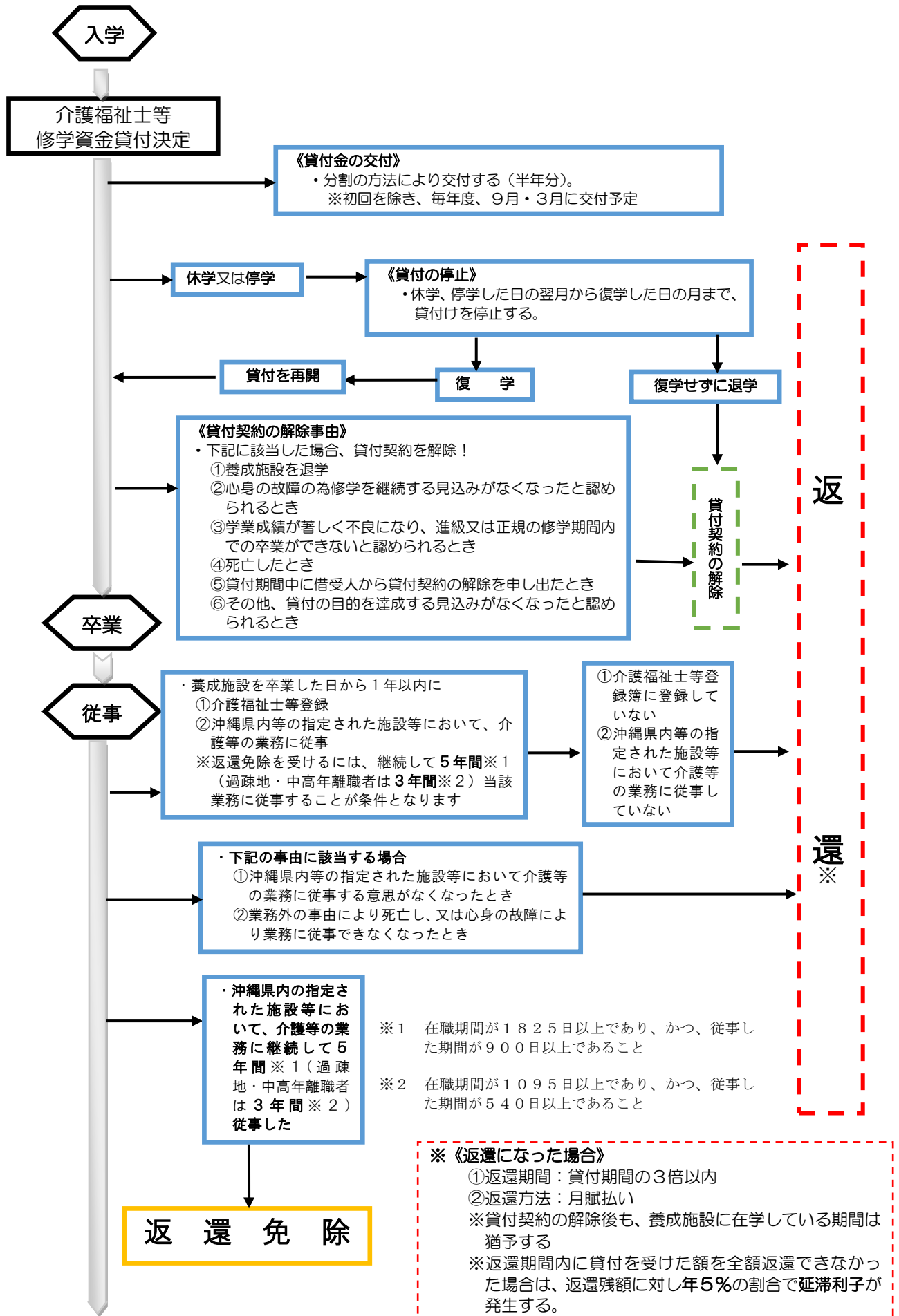
資料『社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会 介護福祉士修学資金等貸付要領』

I. 制度概要

貸付対象	<p>1. “申請者の属する世帯の主”が、生活保護世帯及び生活保護世帯に準ずる経済状況にある者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①貸付申請時に生活保護受給世帯の者 ②前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者 <ul style="list-style-type: none"> ア：地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項に基づく市町村民税の非課税 イ：地方税法第323条に基づく市町村民税の減免 ウ：国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条または第90条に基づく国民年金掛金の減免 エ：国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予 <p>2. 平成31年度に指定介護福祉士等養成施設へ入学予定の者</p> <p>3. 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士等登録を行い、沖縄県内の指定された施設等において介護等の業務に従事しようとする者</p> <p>4. 優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況などから真に貸付が必要と認められる者</p> <p>※上記4の基準について沖縄県社会福祉協議会（以下「県社協」という）にお問い合わせください。</p>
貸付額	<p>1. 修学費 月額50,000円以内</p> <p>2. 入学準備金・就職準備金 各200,000円以内</p> <p>3. 国家試験受験対策費用 年額40,000円以内（介護福祉士養成施設のみ）</p> <p>4. 生活費加算 月額38,000円以内</p> <p>※詳細は、「Ⅲ-3. 貸付額及び貸付期間について〈生活費加算(月額)〉(P.4)」をご覧ください。</p>
貸付期間	養成施設に在学する期間〔入学年度から卒業年度までの期間〕
利子	<p>無利子</p> <p>※ただし、返還となった場合で、返還期間内に貸付を受けた額を全額返還できなかった場合は、返還残額に対し年5%の割合で延滞利子が発生します。</p>
返還免除	<p>養成施設を卒業した日から1年以内に</p> <ul style="list-style-type: none"> ①介護福祉士等登録 ②沖縄県内で指定された施設等において介護等の業務に従事 <p>この2つを満たし、継続して5年間※1（過疎地・中高年離職者は3年間※2）従事した場合には、貸付額について返還免除を受けることができます。</p> <p>※1 在職期間が1825日以上であり、かつ、従事した期間が900日以上であること ※2 在職期間が1095日以上であり、かつ、従事した期間が540日以上であること</p>
返還	<p>返還免除の条件を見たさなかった場合、全額返還となります。</p> <p>【返還期間】貸付期間の3倍以内 【返還方法】月賦払い</p>

※こちらは制度概要となりますので、詳細は別添資料「社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会 介護福祉士修学資金等貸付要領」をご覧ください。

II-①. 貸付決定から返還免除までの流れ

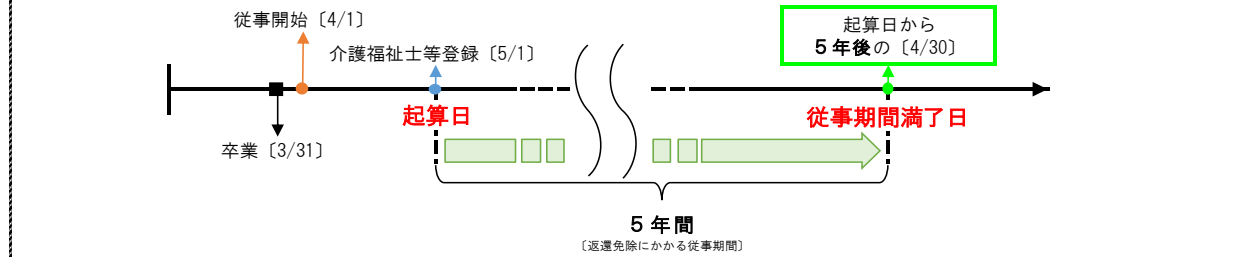


II-②. 返還免除にかかる従事期間のイメージ図

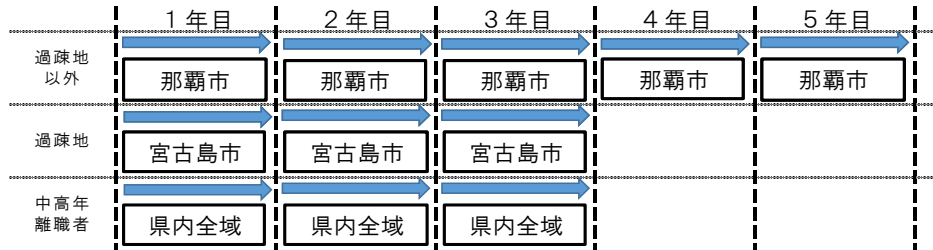
～ 返還免除にかかる従事期間（5年間又は3年間）のカウント方法 ～

- ① 卒業した日から1年以内に『介護福祉士等登録』と『県内の指定された施設等において介護等の業務に従事』しなければならない。
- ② 『従事を開始した日』と『介護福祉士等登録した日』の重なる日を起算日とし、その起算日から返還免除にかかる従事期間（5年間又は3年間）のカウントを行う。

《 5年間従事する場合の例 》

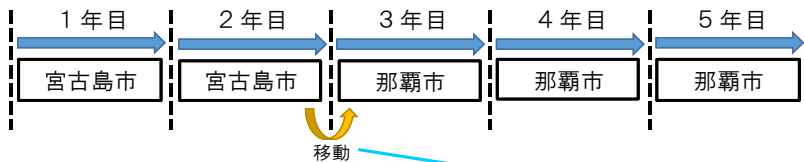


例1：指定する施設等において継続して5年間(又は3年間)従事する場合

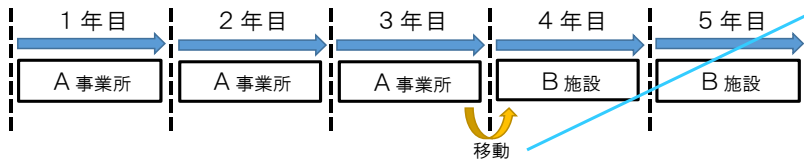


例2：過疎地従事後に過疎地以外に移動する場合

※過疎地において『3年間の従事期間』を満たさず、過疎地以外の地域で従事(移動)する場合、5年間の従事期間が必要となるので、5年間から過疎地で従事した期間を差し引いた残りの期間、従事しなければならない。

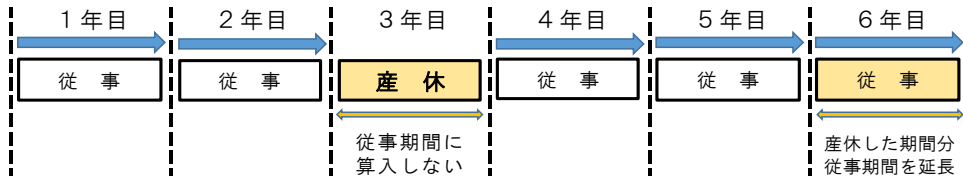


例3：従事先を変更する場合

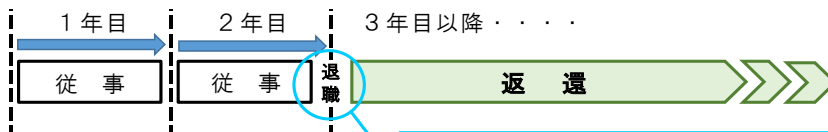


※免除に必要な期間（5年間又は3年間）は連続していることが条件ですので、勤務先を変更する際は、原則、日を空けずに次の勤務先へ移動してください。
例)旧勤務先の退職日：3月31日
新勤務先の勤務開始日：4月1日

例4：産休・育休等した場合〔法定の休暇〕



例5：勤務先を退職した場合



※返還開始事由(退職等)の属する月の翌月から返還を開始!
例)退職日：3月25日 返還開始日：4月1日

※こちらは制度概要となりますので、詳細は別添資料「社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付要領」をご覧ください。

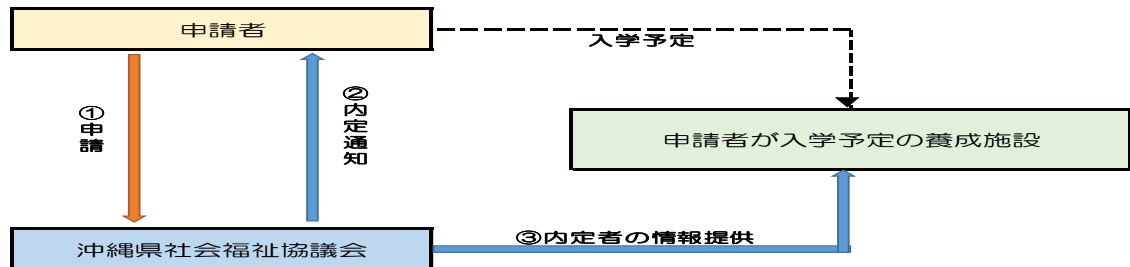
Ⅲ. 貸付申請について

貸付の申請希望者は、申請書類一式を揃え、県社協へご提出ください。なお、書類に**不備がある場合、受理できませんのでご注意ください。**

<注意事項>

- (1) 申請内容について、申請者・連帯保証人等へ県社協から直接連絡することもあります。
- (2) 申請するにあたり「社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付要領」をよく読み、制度内容を理解したうえで申請してください。

1. 申請から内定までの流れ



※内定は貸付の決定ではありません。入学後原則として14日以内に「在学証明書」を提出し、本会にて受理された後、貸付決定となります。

2. 貸付対象について

- (1) 申請者の属する世帯の主が、生活保護世帯及び生活保護世帯に準ずる経済状況にある者
 - ①貸付申請時に生活保護受給世帯の者
 - ②前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者
 - ア：地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項に基づく市町村民税の**非課税**
 - イ：地方税法第323条に基づく市町村民税の**減免**
 - ウ：国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条または第90条に基づく国民年金掛金の**減免**
 - エ：国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条に基づく保険料の**減免**または徴収の**猶予**
- (2) 平成31年度に指定介護福祉士等養成施設へ入学予定の者
- (3) 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士等登録を行い、沖縄県内の指定された施設等において介護等の業務に従事しようとする者
- (4) 優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況などから真に貸付が必要と認められる者

《注意事項》

・他の奨学金等を給付及び借入を受けている者について、原則本修学資金との併給はできません。ただし、個別の事情を勘案し他の奨学金等を減額する条件で、併給することは可能とします。また、国庫補助事業による給付及び借入との併給はできません。

3. 貸付額及び貸付期間について

年次	コース	貸付額	貸付期間
現1年次 〔H30入学〕	社会福祉士	①修学費：月額5万円以内 ②入学準備金：20万円以内 ③就職準備金：20万円以内 ④生活費加算：月額3.8万円以内	1年(12ヶ月)
	介護福祉士	①修学費：月額5万円以内 ②入学準備金：20万円以内 ③就職準備金：20万円以内 ④国家試験受験対策費用：年額4万円以内 ⑤生活費加算：月額3.8万円以内	2年(24ヶ月) 3年(36ヶ月)
《注意事項》 ①貸付決定後は、貸付金額の増額は行いません。 ②生活費加算の貸付額について、下記表をご覧ください			

<生活費加算(月額)>

※生活費加算の貸付月額、申請者の**年齢と住民票のある市町村**に対応する額となります。

年齢	那覇市	県内8市 (那覇市・豊見城市・南城市以外)	豊見城市・南城市・ 県内30町村
12~19	38,000	34,000	32,000
20~40	36,000	33,000	31,000
41~59	34,000	31,000	29,000
60~69	32,000	29,000	27,000
70~	29,000	26,000	25,000

4. 連帯保証人について

- (1) 申請者は、借受人と連帯して債務を負担する連帯保証人を立てなければなりません。ただし、連帯保証人は、成年者で独立の生計を営む者でなければなりません。
- (2) 申請者が未成年であるときは、連帯保証人は法定代理人とします。ただし、その法定代理人が無収入又は低所得者である等の理由により保証能力に支障があると認める場合は、資力のある者を別に連帯保証人として立てるものとします。

《連帯保証人の考え方》

- ①連帯保証人について、**返還を免除されるまでの間（貸付期間と5年の従事期間を合わせた期間）、給与収入がある方を立ててください。**なお、前述の要件に満たない場合は、連帯保証人の変更又は追加をお願いする場合がありますので、ご了承ください。また、保証能力が乏しいと思われる場合は、事前に県社協へご連絡下さい。
- ②下記の場合、連帯保証人になることはできないのでご注意ください。
 ア：申請者同士がお互いの連帯保証人になる場合。
 イ：既に介護福祉士修学資金等貸付・保育士修学資金等貸付を受けている方を連帯保証人に立てる場合。
 ウ：既に介護福祉士修学資金等貸付・保育士修学資金等貸付を受けている方の連帯保証人になっている場合。ただし、法定代理人が連帯保証人として立つ場合は除きます。
- ③申請者は、連帯保証人を依頼する方に本貸付の制度を説明し、ご理解いただける方を連帯保証人として立ててください。

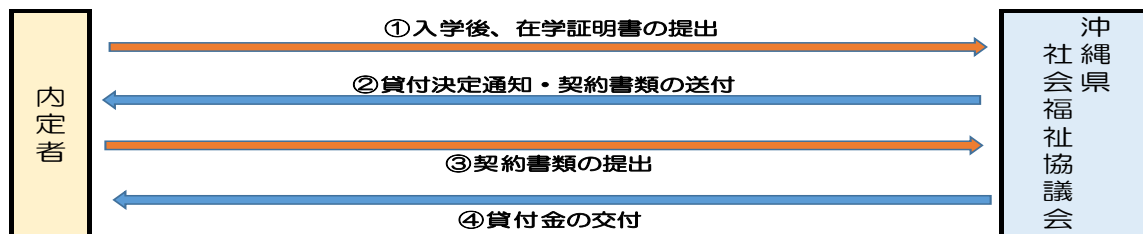
5. 提出書類について

※決められた期限までに県社協にご提出ください。（期限厳守）

提出書類		
申請者が高校生の場合	生活保護世帯の者	①介護福祉士修学資金等貸付申請書〔第1号様式〕 ②在学する高校の調査書又は内申書 ③住民票〔世帯全員分、世帯主、続柄が記載されているもの〕 ※マイナンバーは省略(消込)してください。 ④申請者の属する世帯全員分（高校生以下は除く）の所得証明書 ⑤連帯保証人の所得証明書 ⑥生活保護受給証明書 ⑦福祉事務所長の意見書
	生活保護世帯に準ずる世帯の者	①介護福祉士修学資金等貸付申請書〔第1号様式〕 ②在学する高校の調査書又は内申書 ③住民票〔世帯全員分、世帯主、続柄が記載されているもの〕 ※マイナンバーは省略(消込)してください。 ④申請者の属する世帯全員分（高校生以下は除く）の所得証明書 ⑤連帯保証人の所得証明書 ⑥生活保護世帯に準ずる経済状況(P.4参照)であることが確認できる書類
申請者が高校生以外の場合	生活保護世帯の者	①介護福祉士修学資金等貸付申請書〔第1号様式〕 ②修学意欲・就労意思確認書 ③住民票〔世帯全員分、世帯主、続柄が記載されているもの〕 ※マイナンバーは省略(消込)してください。 ④申請者の属する世帯全員分（高校生以下は除く）の所得証明書 ⑤連帯保証人の所得証明書 ⑥生活保護受給証明書 ⑦福祉事務所長の意見書
	生活保護世帯に準ずる世帯の者	①介護福祉士修学資金等貸付申請書〔第1号様式〕 ②修学意欲・就労意思確認書 ③住民票〔世帯全員分、世帯主、続柄が記載されているもの〕 ※マイナンバーは省略(消込)してください。 ④申請者の属する世帯全員分（高校生以下は除く）の所得証明書 ⑤連帯保証人の所得証明書 ⑥生活保護世帯に準ずる経済状況(P.4参照)であることが確認できる書類
※上記④⑤について、下記の場合は、所得証明書と併せて該当する書類を提出ください。 i) 前々年の1月1日以降に転職している場合 → 現勤務先の源泉徴収票の写し又は給与明細(3ヶ月分)のコピー（※共に社判が押印されているもの） ii) ご自身で確定申告されている場合 → 確定申告書のコピー（申告書第1表及び第2表） ※マイナンバーは省略(消込)してください。		

IV. 貸付内定後について

1. 内定後、貸付金交付までの流れ



※内定は貸付の決定ではありません。入学後原則として14日以内に「在学証明書」を提出し、本会にて受理された後、貸付決定となります。

2. 入学後の提出書類について

貸付の決定を受けた者は、養成施設に入学した日から14日以内に、『在学証明書』を県社協に提出しなければなりません。当該書類を本会にて受理した後、貸付決定しその通知をいたします。
また、特段の事情がなく期間内に契約書を提出しない内定者は、修学資金の貸付内定を辞退したものとみなします。

3. 貸付決定を受けた後の提出書類について

貸付の決定を受けたものは、通知を受けた日から14日以内に、下記の書類を県社協に提出しなければなりません。
また、特段の事情がなく期間内に契約書を提出しない者は、修学資金の貸付を辞退したものとみなします。なお、書類に不備がある場合、受理できませんのでご注意ください。

提出書類一覧	
県社協へ提出	全員準備 ①介護福祉士修学資金等消費貸借契約書〔第3号様式〕 ②介護福祉士修学資金等振込口座申請書〔第4号様式〕 ※振込口座は琉球銀行指定とし、貸付決定者本人名義のものとなります。なお、併せて通帳の写しを添付ください。 ③印鑑証明書〔契約書に署名していただく方〕
	該当者準備 ①生活保護受給世帯の者であって、生活費加算を受ける者 ・貸付決定者の生活保護受給廃止を証明できる書類の写し ②その他、本会会長が必要と認めた書類
《注意事項》 ①契約書作成について、『印鑑登録証明書と同一の印を押印する』『印鑑登録証と同一の住所を記入する』の点にご注意ください。 ②県社協へ提出する前に印影が一致しているか確認をお願いします。	

4. 交付方法について

- (1) 貸付を受ける者から、契約書等の書類の提出があったときは、修学資金を交付します。
- (2) 修学資金の交付は、分割の方法により交付します。ただし、特段の事情がある場合はその限りではありません。
- (3) 修学資金の交付前には、貸付を受ける者が養成施設に在学していることを確認します。

5. 貸付金の返還期間及び返還方法について

- > 返還期間：貸付期間の3倍以内 > 返還方法：月賦払い〔一括返還も可能〕

※こちらは制度概要となりますので、詳細は別添資料「社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付要領」をご覧ください。